

すこやか長寿課 介護給付係 内線2174

● 介護保険のサービス利用と負担

介護保険のサービスを利用するためには、最初に要介護認定を受ける必要があります。

認定を受けると要支援1から要介護5までの区分に応じて利用限度額が設定され、サービスを利用した場合はかかった費用の1割分が自己負担となります。

ただし、1割分の自己負担額が高額となる場合、申請(初回のみ)により高額介護サービス費として一定以上の負担額が返還されます。

また、施設入所やショートステイ利用の場合、食費や居住費は自己負担となりますが、申請により一定以上の負担額を減じる制度がありますのでご利用ください。

介護保険での住宅改修は事業費で20万円まで、福祉用具の購入は年額10万円までが対象となり1割分は自己負担です。なお、住宅改修の事前着工は対象となりませんのでご注意ください。

耕地林業課 林務係 内線2431

● 狩猟解禁のお知らせ

11月15日(土)から狩猟が解禁となります。

散弾銃などの銃器や箱わななどによるわな猟の狩猟免許を所持し、登録を受けた人が県内一斉に狩猟に入ることになります。

狩猟以外で野山に入られる方は次のことを心がけてください。

山林内では、なるべく見通しの良い道を利用する。音を出して人間がいることをハンターに分かせるため、ラジオなどの音響機器を携帯する。ハンターがあなたを鳥獣と見間違わないように目立つ格好や服装をする。

狩猟期間 = 11月15日(土)から翌年2月15日(日)まで。ただし、イ

ノシシ、ニホンジカについては猟期が3月15日(日)まで延長されています。

狩猟が行われる場所 = 鳥獣保護区や休猟区等狩猟が禁止されている区域を除く県内全域。

福祉課 福祉障害係 内線2134

● 心配ごと相談所

日時・場所 = 毎週木曜日 午前10時~正午 宮之城ひまわり館
問い合わせ
町社会福祉協議会 ☎52-1123

福祉課 子育て支援係 内線2133

● 保育所入所申込み案内

平成21年度の保育所新規・継続入所申込み要領は次のとおりです。

入所の基準 = 保育所に入所できる児童は、保護者のいずれもが次の項目のうちいずれかに該当する場合です。 昼間、居宅外で仕事をする場合。 自営業など昼間、居宅内で仕事をする場合。 妊娠中又は出産後間が無い場合(産前産後3ヶ月措置)。 病気である場合(診断書が必要)。 病気の看護などを行っている場合。 災害を受け、その復旧の間。

対象保育所 = 町内外の認可保育所です。町内の保育所紹介については、本庁・各支所の子育て支援係にパンフレットを準備しています。なお、パンフレット及び申込書は11月17日以降に配布します。

受付期間 = 12月1日(月)から8日(月)まで。期間内に手続きをされないと、希望の保育所に入所出来ない場合があります。

ただし、期間内であっても定員枠により入所できない場合もあります。 現在、入所している保育所を変更する方と町外の保育所に入所し

ている方も申込みをしてください。

なお、現在そのまま継続して入所される場合も、継続申込みが必要ですので必ず期間内に申し込んでください。

受付場所 = 役場本庁 子育て支援係、鶴田・薩摩総合支所 福祉介護係

教育委員会 総務課 ☎52-1230

● 小規模校入学特別認可制度(特認校制度)について

制度の趣旨と目的 = 指定された極小規模校で学ばせたいと希望する保護者・児童に一定の条件を付して特別に入学(転学)を認める制度です。

特認校への入学(転学) = 入学、転学を希望する場合は、別に定めた入学転学の条件に基づき町教育委員会が適否の判断を行います。

指定する学校(特認校)

- 柵野小学校
柵野467番地 ☎59-8203
- 泊野小学校
泊野451番地 ☎54-2003
- 白男川小学校
白男川1501番地1 ☎52-2876

特認校へ入学・転学ができる学校 = 特認校に入学・転学ができる学校は、盈進小学校からだけです。

通学上の条件 = 通学用のバスを運行します。(一部、保護者負担有り)

入学・転学の期間 = 原則として、1年以上の通年通学に限ります。

申込み期間 = 11月17日(月)から12月19日(金)まで。

学校見学など = 特認校の見学・参観・体験入学ができます。ご希望の方は、直接、当該学校長へ連絡してください。

具体的な手続きや内容などは、町教育委員会総務課まで、お問い合わせください。

教育委員会 学校教育課 ☎52-1230

● 平成21年度幼稚園入園児募集について

平成21年度の町立幼稚園新入園児を募集します。入園を希望される方は、直接、幼稚園にお申し込みください。

入園願書受付 = 12月1日(月)から12日(金)まで。

募集を行う町立幼稚園

- 鶴田幼稚園
神子758番地 ☎55-9950

入園対象者 = 満5歳児(平成15年4月2日~平成16年4月1日生の者) 園児送迎は、薩摩地区居住者のみとなります。

詳しくは、教育委員会学校教育課学事係又は鶴田幼稚園まで、お問い合わせください。

財政課 管財係 内線2231

● 預金保険制度についてご存知ですか?

預金保険制度は、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者などの保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としています。預金保険制度により、当座預金や利息の付かない普通預金などは、全額保護されます。

定期預金や利息付きの普通預金などは、金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息などが保護されます。それを超える部分は、破たんした金融機関の残余財産の状況に応じて支払われます。

預金保険制度に加入している金

融機関は、銀行(日本国内に本店のあるもの)、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会です。

平成19年10月に民営化された株式会社ゆうちょ銀行についても、預金保険制度の対象金融機関となっています。

詳しくは、預金保険機構 ☎03-3212-6029、各財務局又は金融機関の窓口にお問い合わせください。

平成23年7月24日までにアナログテレビ放送は終了します。

■ 問い合わせ = 総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター ☎0570-07-0101 ☎03-4334-1111 (IP電話からおかけになる場合)

町税は納期内に納めましょう

町税の滞納は“地方自治”のルール違反です

さつま町の平成19年度における町税と国民健康保険税の収入額は合計で30億1,600万円、滞納額は3億300万円でした。

町税は道路など社会基盤を整備し、産業を興し、教育や福祉を推進するための財源ですが、滞納額が増えることは、その貴重な財源を失うこととなります。

さつま町は、滞納者に対して納付を促す一方で、給料や預貯金を差押えたり、土地や建物、動産を差押えて公売にかけ、滞納分に充てています。

更に、平成20年度は長期の町税滞納者に対して、所有する軽自動車のタイヤロックを実施し、滞納防止の一層の強化に努めています。



11月には、滞納者に対して「納税催告書」を送ります。滞納が続けば、延滞金が加算され、更に財産の差押えを受けることになります。納期限までに納めましょう。

■ 問い合わせ 税務課 収納第1係 内線2113

税目	収入額	滞納額	
町税	現年度分	2,344,629	48,620
	滞納繰越分	25,551	111,820
国民健康保険税	現年度分	625,553	38,316
	滞納繰越分	20,420	104,257
合計	3,016,153	303,013	

■ 町税の滞納額の推移

